

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2025 年 5 月）

日 時： 2025 年 5 月 19 日（月）、20 日（火）、21 日（水）及び 22 日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山田 正顕

IASB 会議（2025 年 5 月）傍聴報告

日時：2025 年 5 月 19 日（月）、20 日（火）、21 日（水）及び 22 日（木）

スケジュール：別紙参照

2025 年 5 月 19 日、20 日、21 日及び 20 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- 料金規制対象活動
- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- 企業結合 ― 開示、のれん及び減損
- IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
- 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
- 持分法
- 超インフレ表示通貨への換算
- 無形資産

【5 月 19 日（月）】

料金規制対象活動

（背景）

IASB は、2012 年 9 月に料金規制対象活動（Rate-regulated Activities）に関する包括的なプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021 年 1 月に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2021 年 7 月をコメント期限として公表した。公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関しての IASB の提案を示しており、新しい IFRS 会計基準書（以下、本項目において「公表予定の RARL 会計基準書」という。）として公表される場合、当該提案は本プロジェクト完了時まで適用する暫定基準の IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021 年 12 月の IASB ボード会議で暫定決定された再審議計画を踏まえ、2022 年 2 月の IASB ボード会議から再審議が開始され、2024 年 7 月の IASB ボード会議において公開草案の提案に関する再審議を最終化し、書面投票プロセスの開始が決定された。

（今回の会議における主な論点）

2024 年 7 月の IASB ボード会議では、特定の場合に規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを企業が割り引くことを免除するという暫定決定を行った。暫定決定にしたがった草案の修正を検討する過程で、暫定決定のアプローチでは、追加的なガイダンスが必要となり適用関係が複雑となりそうであることが判明した。今回の会議では、公開草案で提案していた最低限の金利についての要求事項自体を削除するかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、公表予定の会計基準書を次のようにすることを暫定的に決定した。

- (1) 最低限の金利についての要求事項を含めない。
- (2) 企業が規制資産をいつ回収し規制負債をいつ履行すると見込んでいるのかに関する定量的情報を期間帯を使用して開示するという要求を含める。企業は定量的情報を規制上の合意が次のようである規制資産及び規制負債の間で分解することを要求される。
 - ① 規制料金算定利率を提供又は賦課するもの

- ② 規制料金算定利率を提供又は賦課しないもの
- (3) 企業が(2)に記述した定量的情報を以下を使用して提供するという要求を含める。
 - ① 割引前のキャッシュ・フロー
 - ② 将来キャッシュ・フローの時期に関する期間の間で一貫した合理的で裏付け可能な仮定
- (4) 将来キャッシュ・フローの見積りに用いた市場変数に関する仮定を次のようにすべきである旨を明確化する。
 - ① 測定日時点の観察可能な市場価格と整合的であるべきである。
 - ② 市場変数の考え得る将来の変動の影響は考慮すべきでない。
- (5) 期中財務諸表についての経過措置を含める。
- (6) まだ使用可能となっていない資産に対する規制リターンを受け取るかどうか企業が開示する要求は含めない

（今後の予定）

IASB は公表予定の会計基準書の書面投票プロセスを継続する。

【5 月 20 日（火）】

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

（背景）

第 3 次アジェンダ協議において、多数のコメント提出者からキャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度を高く評価するフィードバックが寄せられ、2022 年 4 月に IASB はキャッシュ・フロー計算書及び関連事項のプロジェクトをリサーチ・プロジェクト・パイプラインに追加することを決定した。

このプロジェクトについて、関係者から、表示に関する要求事項（例えば、キャッシュ・フローを営業、投資、財務のカテゴリーに分類する要求事項）やその他の事項（例えば、一部の取引の非現金的影響に関する情報）を含む IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の現在の要求事項の欠陥と思われる点が指摘されており、IASB は、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトを 2024 年 9 月の IASB ボード会議から開始した。

2025 年 3 月の IASB のボード会議では、初期的なりサーチの発見事項について議論した。

（今回の会議における主な論点）

2025 年 3 月に開催された資本市場諮問委員会(CMAC)、世界作成者フォーラム(GPF)及び会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF) から得られたフィードバックも踏まえ、初期的なりサーチの発見事項を次の項目に整理して議論した。

- (1) プロジェクト計画に含めるべきトピック
- (2) プロジェクト計画から除外すべきトピック
- (3) 金融機関に関連するトピックについての本プロジェクトのアプローチ
- (4) 本プロジェクトに関する作業の日程案

（主な暫定決定事項）

- (1) プロジェクト計画に含めるべきトピック

IASB は次のことを改善するための考え得る方法を評価することを決定した。

- ① 財務諸表におけるキャッシュ・フロー情報の分解
- ② 財務諸表における非資金取引に関する情報の報告
- ③ IFRS 会計基準で定められていないキャッシュ・フロー指標に関して伝達される情報の透明性
- ④ キャッシュ・フローを営業、投資又は財務に分類する要求事項の一貫した適用
- ⑤ 「現金同等物」の定義の一貫した適用

- (2) プロジェクト計画から除外すべきトピック

IASB は次のことを決定した。

- ① 営業、投資及び財務の各区分の定義の見直しを目指さない。
- ② キャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの分類を、純損益計算書における関連する収益及び費用の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）に示されている）に合わせることを目指さない。

- ③ 「成長及び維持管理の資本的支出」を定義しない。
- ④ 「フリー・キャッシュ・フロー」や「純債務」の指標を定義しない。
- ⑤ 「現金及び現金同等物」の定義を拡大しない。
- ⑥ セグメント別のキャッシュ・フロー情報についての新たな要求事項を開発しない。
- ⑦ キャッシュ・フローの相殺についての具体的な要求事項を開発しない。
- ⑧ キャッシュ・フロー計算書の代替物を開発しない。
- ⑨ 企業が営業活動を直接法又は間接法を用いて表示するという IAS 第 7 号の要求を修正しない。

(3) 金融機関に関連するトピックについての本プロジェクトのアプローチ

IASB は金融機関のキャッシュ・フロー計算書について次のことを検討するアプローチとすることを決定した。

- ① 金融機関のキャッシュ・フロー計算書の要求事項に対して変更がどのように適用される可能性があるのかを決定する前に、キャッシュ・フロー計算書を全般的に改善すること
- ② 金融機関に対して、キャッシュ・フロー計算書の表示に関する要求事項の一部又は全部を免除すること
- ③ 金融機関に固有の表示又は補足的開示の要求事項で、そうした企業についてのキャッシュ・フローに関する情報の有用性を向上させる可能性のあるもの

(今後の予定)

IASB は、選択したトピックに関する財務報告を改善するための考え得る方法について議論する。

企業結合 — 開示、のれん及び減損

(背景)

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の適用後レビューの結果に対応するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めており、2024 年 3 月に公開草案「『企業結合—開示、のれん及び減損』

（IFRS 第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案では、IFRS 第 3 号の修正案は、企業結合の業績に関する情報及び期待されるシナジーに関する定量的情報に係る新たな開示要求を追加することなどを提案しており、財務諸表利用者が、企業結合の業績に関して、十分な情報を受け取っていないとする懸念に対応しようとしている。

また、IAS 第 36 号「資産の減損」（以下「IAS 第 36 号」という。）の修正案は、使用価値の計算、のれんの資金生成単位への配分及び開示に関する要求事項の修正などを提案しており、のれんに係る減損損失の複雑性や、減損損失の認識が遅すぎる場合があるとの懸念に対応しようとしている。

2025 年 2 月の IASB のボード会議から、公開草案の提案に対する再審議が開始されている。

今回の会議に関連して、公開草案では、IFRS 第 3 号の修正案として次の事項を提案していた。

（1）次の 2 つの新たな開示目的の追加

- ① 企業が事業を取得するための価格に同意する際に企業結合から期待している便益
 - ② 戦略的な企業結合について、企業が企業結合から期待している便益がどの程度まで獲得されつつあるか
- （2）IFRS 第 3 号 B64 項(d)における要求を、企業結合の戦略的根拠を開示するという要求に置き換える。
- （3）取得した事業の寄与に関して利用者が受け取る情報を改善するため IFRS 第 3 号 B64 項(q)を次のとおり修正する
- ① 純損益の金額を営業損益の金額とする。
 - ② 要求の目的を説明するが、具体的な適用指針は追加しない。
 - ③ 情報の作成の基礎は会計方針である旨を定める。

公開草案に寄せられたフィードバックにおいて、回答者は全般的に上記の提案を支持していたが、(3)③については支持する意見と反対する意見の両方が聞かれていた。(3)③に反対する回答者からは、結合後企業の情報を作成するために利用可能な情報

は企業結合によって異なるため、一貫した会計方針の策定が困難であるとの意見が聞かれていた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案の開示要求の追加、修正及び削除を行う提案（業績及び期待されるシナジーについての情報の開示に関する提案は除く）について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、提案されている開示目的を、今後の会議における業績及び期待されるシナジーについての開示要求案の再審議の指針とするために維持することを暫定的に決定した。

取得した事業の寄与に関する提案について、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- （1）結合後企業の情報は会計方針であると定める提案を撤回する。
- （2）企業が結合後企業の情報を作成した基礎を開示するという要求を追加する。
- （3）結合後企業の情報についての要求の目的を説明する提案を維持する。
- （4）取得した事業の寄与について結合後企業の情報の作成方法に関する適用指針を提供しないという提案を維持する。

また、取得した事業の寄与に関する提案について、IASB は、純損益の金額は IFRS 第 18 号で定義されている営業損益の金額である旨を定める提案を維持することも暫定的に決定した。

さらに、IASB は次の提案を維持することも暫定的に決定した。

- （1）企業結合の主な理由を開示するという要求を、企業結合の戦略的根拠を開示するという要求に置き換える。
- （2）企業が企業結合で引き受けた年金負債及び財務負債に関して開示する情報の質を次のことによって改善する。
 - ① IFRS 第 3 号の B64 項(i)から「主要な」という用語を削除する。
 - ② IFRS 第 3 号「企業結合」に関する設例の IE72 項の設例において、年金負債及び財務負債を引き受けた負債のクラスとして追加する。
- （3）取得した債権（B64 項(h)）、その後の繰延税金の修正（B67 項(d)(iii)）及びその後の重要性がある利得又は損失（B67 項(e)）に関しての IFRS 第 3 号の開

示要求を削除する。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の再審議を継続する。

IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

（背景）

IASB は、2023 年 12 月の IASB ボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の適用後レビュー（以下「PIR」という。）を開始することを決定した。

IFRS 財団のデュー・プロセスハンドブックでは、PIR の第 1 のフェーズとして IFRS 解釈指針委員会、IASB の諮問グループ及びその他の利害関係者との議論を参考として、検討すべき事項の当初の識別及び評価を行うとされており、これらの検討すべき事項について公開協議を行うとされている。

また、PIR の第 2 のフェーズとして、IASB は情報要請から受け取ったコメントについて追加の分析やその他の協議から得られた情報を踏まえて検討を行うとされている。

IASB は、2024 年 6 月から 2025 年 1 月にかけてアウトリーチを実施しており、2025 年上半期に情報要請の公表に向けて検討を進めている。2025 年 3 月の IASB ボード会議では、情報要請に含める質問の内容について暫定決定していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第 16 号の PIR に関する情報要請の公表の承認及びコメント期間について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は次のことを行った。

- （1）一般のコメントを求めるための情報要請の公表を承認した。
- （2）120 日のコメント期間を設定した。

（今後の予定）

IASB は、情報要請を 2025 年 6 月に公表する予定である。

財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

（背景）

IASB は、第 3 次アジェンダ協議で財務諸表における気候関連リスクに関する情報の改善を求める意見が聞かれたことを踏まえ、2024 年 7 月に、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案では、企業が気候関連及びその他の不確実性の影響を財務諸表において報告するために IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するのかを例示する 8 つの設例が提案されている。

IASB 及び ISSB は、2025 年 2 月の IASB-ISSB 合同ボード会議において、公開草案に対するフィードバックの要約について議論した。また、2025 年 4 月の IASB ボード会議では、プロジェクトの完了に向けた計画、並びに公開草案において提案された設例 1 及び設例 2 に関する利害関係者の主要な懸念への考え得る対応について議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するフィードバックの予備的分析を踏まえ、次のことを議論した。

- (1) 設例 5 を除き、本公開草案で提案された設例を、IFRS 会計基準に付属する設例に含める形で公表するか。
- (2) 設例を開発するアプローチは維持するものの、回答者が指摘した特定の懸念に対応していくつかの変更を設例に対して行うか。
- (3) 気候関連及びその他の不確実性を含むというプロジェクトの目的は維持するものの、追加的な設例は開発しないか。
- (4) つながりのある財務報告を促進する上で行うべき追加的な作業の優先順位に関しては、第 4 次アジェンダ協議においてフィードバックを求める。
- (5) IFRS 会計基準に付属する設例に含めるだけでなく、設例をグループ化し、単一文書として公表するか。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB はプロジェクトの方向性を決定する。

【5 月 21 日（水）】

持分法

（背景）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の適用上の疑問点に対処するため、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202X 年改訂）」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2025 年 1 月 20 日をコメント期限として公表した。

公開草案には、IAS 第 28 号の修正案並びに当該修正案を補完するための IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」における開示要求を改善する提案が含まれている。IAS 第 28 号の修正案では、重要な影響力の獲得時における所有持分の変動時の会計処理や、投資者が関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウンストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識するように要求すること等を提案していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するコメント・レター及び主として 2024 年 10 月から 12 月にかけて実施したアウトリーチのフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議でこのプロジェクトの次の段階に関する計画について議論する。

超インフレ表示通貨への換算

（背景）

IASB は、IFRS 解釈指針委員会から提案された IAS 第 21 号「外国為替レート変動の

影響」（以下「IAS 第 21 号」という。）の修正について、2024 年 7 月に公開草案「超インフレ表示通貨への換算」（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表した。

公開草案では、企業が超インフレ経済以外の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に金額を換算する場合、企業はこれらの金額（比較対象金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算すること等を提案していた。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するコメント・レター及び会計基準設定主体との会合からのフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

（1）プロジェクトの方向性

IASB は、超インフレ表示通貨への換算を超インフレに関する考え得るプロジェクトをめぐるより幅広い検討に含めないことを暫定的に決定した。

（2）提案された換算方法及び比較情報の作成

IASB は、次の場合には、換算の対象となる金額（比較金額を含む）を直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートを用いて換算することを企業に要求することを暫定的に決定した。

- ① 企業の機能通貨が超インフレではない経済の通貨であり、財務諸表を超インフレ経済の通貨で表示している。
- ② 企業の表示通貨が超インフレ経済の通貨であり、機能通貨が超インフレではない経済の通貨である在外営業活動体の業績及び財政状態を換算している。

IASB は、上記②に記述した企業に対して、そうした企業が超インフレ経済の機能通貨も有していて IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第 29 号」という。）を適用している場合に例外を導入することも暫定的に決定した。そうした企業は、その代わりに、在外営業活動体の比較情報を、IAS 第 29 号に従って、他の対応する数値に適用するのと同じ一般物価指数の変動を適用して修正再表示する。

（3）開示及びその他の側面

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- ① 提案されている換算方法を適用する企業が次のことを開示することを要求する。
 - i. 財務諸表におけるすべての金額又は在外営業活動体の業績及び財政状態が、直近の財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算されている旨
 - ii. 表示通貨が超インフレ経済の通貨ではなくなっている旨（該当する場合）
- ② 提案されている換算方法を適用した在外営業活動体に関する要約財務情報を企業が開示することを要求する。
- ③ 在外営業活動体の比較情報の換算の例外を適用する企業に対して、比較要約財務情報の名称を、企業が他の対応する数値に適用したのと同じ一般物価指数の変動を適用して当該情報を作成したことを示すものとするを要求する。
- ④ 表示通貨が超インフレではなくなった企業に対して、前報告期間の末日より後に生じた金額について将来に向かって IAS 第 21 号第 39 項を適用することを要求する。

（今後の予定）

IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する子会社に対する開示要求、経過措置及び発効日を検討するとともに、要求されているデュー・プロセスの手順が完了していると納得したかどうかを決定する。

【5 月 22 日（木）】

無形資産

（背景）

IASB は、第 3 次アジェンダ協議に対するフィードバックを踏まえ、2024 年 4 月に無形資産に関する会計上の要求事項を包括的に見直すことを目的としたプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・プロジェクトとして作業計画に追加し、本プロジェクトを開始した。

2025 年 3 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトの初期段階で収集したフィードバック及びその他の証拠の分析、並びに考え得るプロジェクトの目的及び IASB が本プロジェクトにおいて探求する可能性のあるトピックの幅広いグループについて議論した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、プロジェクトの目的及び方向性について議論した。

（主な暫定決定事項）

（1）プロジェクトの目的

IASB は、プロジェクトの目的は次のことであると決定した。

- ① 企業が財務諸表において無形項目に関して提供する情報の有用性を改善すること
- ② IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）を更新すること（特に、新種の無形項目及び無形項目の新しい使用方法への適合性を高めること）

（2）プロジェクトの方向性—トピックの大まかなグループの優先順位付け

IASB は、次のことを決定した。

- ① プロジェクトに関する作業を 2 つの当初の流れ（すなわち、以下の 2 つ）を並行して探求することによって開始する。
 - i. 財務諸表における認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する情報に対する利用者のニーズを評価すること。
 - ii. 無形資産の定義、関連するガイダンス及び認識規準のいくつかの側面を更新すべきかどうかを、次のことによって検討すること。当初は、テストケースとして、新種の無形資産及びそれらの新しい使用方法に関する適用上の論点を使用し、それから、より幅広い無形資産に対する考え得る修正の影響を検討する。
- ② 上記①に列挙したトピックのグループに関する作業が十分に進んだ段階で、次のことについて検討する。
 - i. 投資目的で保有する無形資産の会計処理（資産の意図した用途又は保有目的に基づき、テストケース（一部のカーボン・クレジット及び暗号通貨が含まれる可能性がある）を使用して）
 - ii. IAS 第 38 号における認識の要求事項のより幅広い側面
 - iii. 認識済み及び未認識の無形資産及びそれらに関連する支出に関する開示要求の改善

- ③ 上記②(ii)から(iii)に列挙したトピックのグループに関する作業が十分に進んだ段階で、次の改善に関連するトピックの探求すべきかどうかについて検討する。

- i. 取得した無形資産と自己創設無形資産に関する情報の比較可能性
- ii. 企業結合で取得した無形資産に関する情報の有用性

また、IASB は次のことも暫定的に決定した。

- ① 無形資産の測定の改善を、単独のトピックとしてではなく、他のトピックのグループに関する作業との関連で検討する。
- ② 他のトピックのグループに関する作業が十分に進んだ段階で、より広範囲の無形項目の財務諸表における報告を探求すべきかどうかを検討する。
- ③ 次のことについては検討しない。
 - i. 他の IFRS 会計基準書の対象となっている無形資産の会計処理
 - ii. 無形項目についての呼称の一貫性

（今後の予定）

IASB は当初の作業をどのように行うかに関するプロジェクト計画について議論する。

別紙スケジュール

5 月 19 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:30-13:30	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 120 分→73 分）

5 月 20 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:30	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 120 分→120 分）
11:30-11:45	休憩
11:45-12:45	企業結合 ― 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18） （予定 60 分→35 分）
12:45-13:15	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー7） （予定 30 分→5 分）
13:15-14:00	休憩
14:00-16:30	財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（アジェンダ・ペーパー14） （予定 150 分→166 分）

5 月 21 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-12:00	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 180 分→163 分）
12:00-15:15	休憩
15:15-17:15	超インフレ表示通貨への換算（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60 分→56 分）

5 月 22 日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-13:00	無形資産（アジェンダ・ペーパー17） （予定 180 分→146 分）

以 上